

神戸市スタートアップ向けファンド 投資事業有限責任組合 公募要領

[受付期間]

令和8年1月5日（月曜）～1月30日（金曜）

（公財）こうべ産業・就労支援財団

目次

1 事業目的.....	2
2 出資対象となる組合.....	2
3 出資条件.....	2
4 財団の組合員としての地位及び出資限度額.....	5
5 ファンドの募集及び選定.....	5
6 スケジュール（予定）.....	8
7 公募要領に関する質問の受付.....	8
8 問い合わせ及び企画提案書提出先.....	9

1 事業目的

神戸市では、経済成長の原動力となるイノベーションを生み出すスタートアップに対する支援を、国による本格的な支援開始に先立つ2016年より実施し、「500 Global」との連携や、スタートアップと協働し地域・行政課題の解決を目指すプロジェクト「Urban Innovation KOBE」など、先進的かつ幅広い施策を展開し、スタートアップ都市としての存在感を高めてきた。

その一環として、神戸市は、兵庫県のほか民間企業や金融機関と共に、飛躍的な成長や株式の上場が見込まれるスタートアップに投資を行う「ひょうご神戸スタートアップファンド」を、2021年3月に組成した。

同ファンドは、順調に運用が進捗し、出資先企業のうち、株式上場を果たした企業、地元企業と実証事業を行う企業が生まれるとともに、市内拠点の開設により、神戸市への企業誘致にも繋がっている一方、同ファンドは、2025年度中にスタートアップへの新規投資枠を使い切る見込みとなっている。

そこで、(公財)こうべ産業・就労支援財団(以下「財団」という。)と神戸市は、新たなファンドへの出資を通じ、これまでの神戸発のスタートアップへの投資、域外からのスタートアップの誘致及び市内既存企業とのオープンイノベーション促進に加え、市内企業のスタートアップへの投資誘発を図るため、神戸市独自の官民連携による新たなスタートアップファンドの起動を目指し、神戸経済の活性化に寄与する活動を行うファンドを募集する。

2 出資対象となる組合

創業または成長初期の段階にある中小企業者に対する投資事業を行う組合(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号。以下「有限責任組合法」という。)に基づく投資事業有限責任組合に限る。以下同じ。)であること。

3 出資条件

創業または成長初期の段階にある中小企業者に対する投資事業を行う組合(以下「ファンド」という。)のうち、以下の条件を満たすものとする。

(1) 組成時期等

①組成時期

令和8年1月30日(金曜)時点で組成済みのもの。

②追加出資

追加出資を受けてファンド規模を増額する場合、令和8年度中に行うものとし、無限責任組合員として業務執行権を有する者(以下、「G P」という。)は、既存の有限責任組合員(以下「L P」という。)との公平性を確保するため、リスク・リターン・管理費負担の調整を行うことを原則とする。

(2) ファンドの投資対象

①投資先

投資先は、内国法人(※1)のうち「神戸市内に本社または拠点(※2)を有する企業」または「今後神戸市内に拠点を整備する予定の企業」とする。ただし、「神戸市内に本社または拠点を有する企業」への投資割合は、ファンド総額の一定割合(財団または神戸市が指定する割合)以上となること。

※1 内国法人：国内に本店または主たる事務所を有する法人をいう(会社法等

日本の法律に準拠して設立された法人を含む)。

※2 抱 点：本支店、営業所等で、継続的な活動の実態が認められるものを指す（登記まで求めるものではない）。

②ステージ

シード期またはアーリー期のスタートアップを中心とする。

なお、当該スタートアップがシード期またはアーリー期に該当するか否かは、当該スタートアップの時価総額や業務の状況、財務書類などから個別にファンドにおいてG Pが判断し、ステージに対応した投資内容を提案すること。

③重点投資分野等

- a) A I
- b) ライフサイエンス
- c) ものづくり
- d) 新素材
- e) 半導体
- f) 航空宇宙
- g) a～fのほか、SDGsへの対応など、その時々の社会的課題や地域課題の解決に資する事業

※上記は重点対象であり、その他の分野の企業への投資を排除するものではない。

④投資形態

有限責任組合法第3条第1項各号に規定する投資形態によるものとする。ただし、投資を行う他のファンドへの投資は認めない。

(3) 1社あたりの投資限度額

原則としてファンド総額の20%以内（限度額の範囲内での再投資可）とする。

(4) 出資金の払込方法

出資約束金額を確定したうえで財団と協議する。

(5) ファンド存続期間（運用期間）

ファンド契約効力発生の日から12年以内とし、組合員全員の合意により、最大3年間の延長を可能とする。

(6) 投資先企業の選定・公表

G Pは、財団及び神戸市が実施する起業家支援・スタートアップ関連施策で支援した企業等に対する投資を積極的に検討のうえ、投資先企業を選定することとする。

また、投資を実行した旨については、投資実行後、基本的に公表するものとする。

(7) 投資先企業の育成

G Pは、投資後における投資先企業の業況や事業の進捗状況等を継続的に把握するとともに、財団や神戸市をはじめとする関係支援機関と連携し、投資先企業の成長段階に応じて、経営、技術等に関するハンズオン支援を行うこと。

(8) 善管注意義務、利益相反、秘密保持

- ① G Pは、ファンドの目的に従い善良なる管理者の注意をもってその業務を執行すること。
- ② G Pは、ファンドに不利益が生じないよう利益相反に配慮すること。
なお、G Pは、ファンド存続期間の2分の1を経過した日またはファンドの出資約束金額の総額に占める投資総額の割合が60パーセントを超える日のいずれか早い日までの間は、組合員の事前の承認を得ることなく、ファンドの事業と同種または類似の事業を行うことはできない。
- ③ G Pは、組合員の事前の承認を得ることなく、ファンドとの取引を行わないこと。
- ④ G Pは、投資先に関する情報をはじめとするファンドに関する情報を、合理的な範囲を超えて開示または提供してはならないものとし、ファンド運営に際しては、万全の秘密保持体制をとること。

(9) ファンド運営情報の提供

G Pは、L Pに対し、下記の事項に関し報告するとともに、L Pから要請があった場合には、投資活動に関する情報の開示を行うこととする。

- ① ファンドの半期ごとの業務執行状況
- ② 投資実行した場合の投資先企業の概要、投資額等
- ③ 投資先企業に発生した重要事象の内容等
- ④ 投資先企業の1年ごとの収支、雇用その他の経営状況
- ⑤ 投資先企業に対するハンズオン支援の内容
- ⑥ 売却・償還等による処分収入を得た場合の当該投資先企業の概要、売却額等

(10) 資金運用等

- ① 業務上の余裕資金の運用は、有限責任組合法及び有限責任組合法に係る政令の規定に従い適切に行うものとする。
- ② ファンドは、資金の借り入れを行わないものとする。
- ③ ファンドは、投資事業有限責任組合契約に盛り込んだ投資形態から発生する有価証券譲渡益または配当収入による利益の再投資は行わないものとする。
- ④ L Pへのファンド財産の配分は現金で行うものとする。
- ⑤ G Pは、ファンド財産清算の努力を行った後に、なお残余の未公開株式等が存在する場合には、客観的かつ適正な時価で引き取るものとする。

(11) 管理報酬及び成功報酬

管理報酬及び成功報酬は、出資比率や業務量、投資プロセス等を総合的に勘案し、妥当と認められる額を設定すること。

管理報酬により賄われる範囲は、投資先の発掘・審査、投資先に対する支援及びファンド運営に要する費用を基本とする。

(12) 財団及び神戸市の関与

- ① 財団及び神戸市は、G Pが主催する投資委員会または投資検討会へオブザーバーとして出席できる。

- ②財団及び神戸市は、G Pの財務内容等の経営状況について、報告を求めることができる。
- ③財団及び神戸市は、出資するファンドが清算結了した際には、G Pに対し、運営結果について報告を求めることができる。

(13) 反社会的勢力への対応

- ①すべての組合員が、契約時点において反社会的勢力でないこと及び組合員である全期間において反社会的勢力に該当しないことを、表明及び保証すること。
- ②①に虚偽または違反があることが判明した場合には組合員の除名事由に該当するものとすること。
- ③ファンドの投資対象から反社会的勢力を除外すること。

4 財団の組合員としての地位及び出資限度額

財団は、ファンドのL Pとして参加することとし、財団の出資約束金額は、1ファンドにつき、5億円を超えない額とする。

5 ファンドの募集及び選定

(1) 提案主体

- 出資者募集を行っており、最終募集完了前のG Pとする。
- 当該G Pは、法人（合同会社、有限責任事業組合等）であることを原則とする。
- ただし、当該G Pが設立間もない法人または組合であり、直接の運営実績がない場合には、その運営に実質的に関与する役員、組合員、または運営チームを含むものとする。

(2) 提案主体の応募資格

提案時点で次の全ての条件を満たすものとする。

- ①現在、有限責任組合法に基づくファンドの業務遂行を行っている者、または業務遂行の実績を有している者
- ②提案する事業が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可または指定を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可または指定を受けていること。
- ③総勘定元帳、出納整理簿、支払振込書及び請求書や納品書等の会計関係帳簿類、業務従事者の業務日誌等の労働関係帳簿類が整備されており、または今後整備することが確実であって、事業を的確に遂行できる能力を有している事業者等であること。
- ④事業の実施にあたり、財団または神戸市との打合せなどに適切に対応できる事業者等であること。

(3) 欠格

次のいずれかに該当する事業者等は、前項の規定に関わらず、公募に参加する資格を有しない。

- ①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- ②神戸市指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けている者
- ③直近1年間の法人税、消費税、地方消費税、神戸市民税の滞納がある者

- ④破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産者で復権を得ない者
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- ⑥暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していること等、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当する者

(4) 選定対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当する事業者等は、選定対象としての資格を失う。

- ①「5(2)提案主体の応募資格」に該当しない場合
- ②本要領に違反または著しく逸脱した場合
- ③選定委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求める事。
- ④応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行うこと。

(5) 選定方法

公募型プロポーザル方式によりファンドを選定する。

書面審査と提案者によるプレゼンテーションをもとに、選定委員会において企画提案内容や事業実施能力等を総合的に判断し、最も優れた企画提案を選定する。

なお、提案内容には提案者の秘密に属する内容が含まれているため、選定委員会は非公開とする。

(6) 選定基準

- ①神戸市施策との親和性・相乗効果
- ②ファンドを運営するG Pの実績
- ③神戸市経済への波及効果
- ④G Pのファンド運営能力
- ⑤G Pの経営基盤の安定性
- ⑥神戸市としてのポートフォリオ構成の妥当性

(7) 優先交渉権者の決定・協議

選定結果は、選定委員会終了後、速やかに書面で各提案者に通知する。

審査結果に基づき、採択するファンドの数は0～3とし、採択された者を優先交渉権者とする。

優先交渉権者とは、投資事業有限責任組合契約締結に向けた協議を行う者をいう。

なお、採択しない場合もある。

採択された複数の優先交渉権者がある場合、協議は同時並行で実施する。

協議においては、採択時に提示した条件を基本とし、金額配分を変更しないものとする。

ただし、優先交渉権者が下記①～③のいずれかに該当した場合、当該優先交渉権者に代えて次順位の者を繰り上げ優先交渉権者とする。

- ①投資事業有限責任組合契約の締結に至らない場合

②本要領に定める応募資格を欠いた場合

③企画提案書に虚偽の記載があることが判明した場合

また、優先交渉権者との協議の過程で財団または神戸市が必要と判断した場合、契約のリーガルチェックや、長期間安定してファンド運営が可能か調査するための経営調査（現地調査含む）を外部専門家に委託して実施する場合がある。

(8) 出資先ファンドの公表

出資先ファンドの公表は、投資事業有限責任組合契約締結後、出資先ファンドによる公表に合わせて実施する。

(9) 提出書類

①企画提案書の様式はA4サイズを基本とする。

②企画提案書に使用する言語は日本語とし、使用する通貨は日本国通貨とする。

③企画提案書の作成等、提案参加に必要な経費は、提案者の負担とする。

④提出書類は、いずれも返却しないものとする。

⑤必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。

⑥提案書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。

⑦提案書類の著作権は、提案者に帰属するが、財団及び神戸市が必要であると認めるときは、財団及び神戸市は提案者と協議のうえ、無償で使用することができるものとする。

⑧本要領に記載のない事項及び記載があっても、財団及び神戸市において変更が必要と認めた事項については、適宜、変更・追加等を行えるものとする。

⑨企画提案書で記載を求めている項目について、その一部または全部を記載した別の資料に代えることができるものとする。

(10) 応募期間

令和8年1月5日（月曜）～1月30日（金曜）17時まで〈必着〉

(11) 応募方法

別添様式「神戸市スタートアップ向けファンド」投資事業有限責任組合企画提案書を作成し、関連資料を添付のうえ、電子データにより、上記受付期間内に電子メールにより財団へ提出（提出先下記）。

なお、電子メールを送付したときは、電話などにより到着を確認すること。

また、応募に必要な「神戸市スタートアップ向けファンド投資事業有限責任組合企画提案書」様式は、財団ホームページからダウンロードが可能。

<https://kobe-ipc.or.jp/archives/25946>

データ	備考
①神戸市スタートアップ向けファンド 投資事業有限責任組合企画提案書	財団HPからダウンロードのうえ作成
②組合設立趣意書(案)	
③組合契約書(案)	投資ガイドライン含む
④投資事業有限責任組合・提案主体の商業登記簿謄本	
⑤直近の納税証明書	市税（全税目）、消費税及び地方消費税に滞納がないことを証する書類（提出の日において発行から3か月以内のもの）
⑥直近3期分の決算関係書類	いずれも提案主体のもの。 提案主体が設立間もない法人または組合の場合であり、⑥について、財務諸表が存在しない場合には、親会社または主要構成員の財務状況を示す資料、
⑦現在までの投資実績が分かる資料	⑦⑧については、直接の運営実績がない場合には、その運営に実質的に関与する役員、組合員、または運営チームを含むものとする。
⑧会社案内・パンフレット	
⑨その他参考資料	

6 スケジュール（予定）

- 令和8年1月5日（月曜） 応募受付開始（応募期限：1月30日（金曜））
 令和8年2月6日（金曜） 選定委員会／提案者プレゼンテーション
 令和8年2月中旬 優先交渉権者決定
 令和8年3月上旬 投資事業有限責任組合契約締結
 令和8年3月下旬 出資払込完了（一括払いの場合）

7 公募要領に関する質問の受付

本要領に関する質問は、次の方法により受け付ける。

①受付期間

令和8年1月5日（月曜）～令和8年1月13日（火曜）17時まで

②質問方法

「（様式）公募要領に関する質問票」を電子メールにより提出。

なお、電子メールを送付したときは、電話などにより到着を確認すること。

③提出先

以下のメールアドレスに提出すること。

- （公財）こうべ産業・就労支援財団総務部財務課
(E-mail : zaidan-keiri@kobe-ipc.or.jp)

④回答方法

質問及び回答内容は、隨時一覧表にまとめ、原則メールにて質問者に回答するとともに、財団ホームページに掲載する。

ただし、質問または回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるもの

のについては、質問者に対してのみ回答し、ホームページには掲載しない。

⑤その他

ア 書類の具体的な記載内容や選定基準に関する問い合わせは受け付けない。

イ 電子メールのタイトルに「【質問】神戸市スタートアップ向けファンド投資事業有限責任組合公募」と明記すること

8 問い合わせ及び企画提案書提出先

- ・ (公財) こうべ産業・就労支援財団総務部財務課 川端、里内
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号 神戸市産業振興センター
Tel :078-360-3198 (直通)
Mail: zaidan-keiri@kobe-ipc.or.jp